

指名手配が行われている事件等に係る公開捜査の運用要領の制定について（通達）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、指名手配が行われている事件等に係る公開捜査の運用について、必要な事項を定めたもので、平成29年3月1日から実施しています。

その内容は、

- 公開捜査の対象事件
- 公開捜査の実施時期等
- 公開捜査の実施等

等です。